

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 外123名

被 告 仙台パワーステーション株式会社

準備書面(4)

(原告ら第7準備書面及び原告ら第8準備書面に対する反論)

令和元年7月19日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 荒井紀元

同 本田

同 須藤希

同 小林菜

本準備書面において、被告は、令和元年5月10日付け原告ら第7準備書面（以下「原告ら第7準備書面」という。）及び同年6月12日付け原告ら第8準備書面（被告からの求釈明に対する回答）（以下「原告ら第8準備書面」という。）に対し、現時点で必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

第1 はじめに

原告らは、原告ら第7準備書面において、原告らが行ったアンケート調査（甲A25。以下「本件調査」という。）の結果に基づき、原告らを仙台PSから「5km以内群」と「5km以外群」の2群に分けた場合には、「5km以内群」の原告らは、「5km以外群」に比して健康被害が発生していると主張する（原告ら第7準備書面6頁10～12行）。

しかしながら、そもそも、上記主張が本件訴訟における請求原因との関係で、法的にどのように位置付けられるかについて、現時点では原告らの準備書面において全く明らかにされていない。したがって、被告は、現時点では原告らの主張に対する法的な観点からの反論は行わず、令和元年8月7日の次回口頭弁論期日において示される原告らの個別の健康被害に係る主張・立証に関する方針も踏まえた上で、今後その法的な位置付けが明らかにされがあれば、それに対して反論を行うこととする。

もっとも、仮にそれを^{主張}としても、そもそも、本件調査は、何らの客観証拠による裏付けも得ないままに原告らの意見を述べるものに過ぎないため、その本質において、原告らの訴訟上の主張と変わらないものであり、証拠としての客観性・信用性を欠いているといわざるを得ない。また、本件調査及びその結果の解析（以下「本件解析」という。）の対象者は極めて少数であり、その比較をもって有意な結果と主張するには甚だ不十分である。

また、本件解析（甲A26）については、そもそも、本件調査の結果（甲A25）との紐付けがされておらず、厳密な対照を行うことができない。さらに、甲A25には、無回答の項目、他の回答と矛盾する又は誤った回答がなされている項目、住所や「5km圏内か」等の質問に対する回答のぶれ等が見られ、そのまま単純に該当項目数を比較することは不適切であるところ、これらの回答について何らかの処理をしているのか、仮にしているとすればどのような処理をしているのかについて何の説明もなされていない。このように、そもそも、本件解析の結果は、統計処理にかかる妥当性について厳密かつ詳細な検証に堪えられるものではなく、もとより証拠としての価値を見出しがたいものであるが、そのような詳細な検証を行うまでもなく、原告ら準備書面並びに甲A25及び甲A26を簡単に確認しただけでも、本件解析の方法にも不合理な点が散見されるし、本件解析それ自体にも様々な問題があることから、その結果は明らかに誤っているというほかない。そうである以上、その結果に基づく原告らの主張もまた、もとより失当の誹りを免れ得ないものである。そこで、本準備書面においては、原告らの主張に対する法的な観点からの反論に先立ち、本件調査及び本件解析そのものの問題点について明らかにすることとする。

第2 本件調査及び本件解析の問題点

1 本件調査及び本件解析の根本的な問題点

（1）調査対象の属性等に照らしてその結果に客觀性・信用性が認められないこと

本件調査においては、その対象者として「本訴訟の各原告及び各原告の家族」のうち「調査に同意した者」が選択されており（原告ら第7準備書面3頁10～11行）、また、その調査方法は、対象者から自己申告による回答を収集する

というものであり（原告ら第7準備書面3頁27行～4頁2行）、回答の根拠となる客観的資料も要求していない。そして、本件調査における回答は、平成28年の健康状態に関する回答も含め、いずれも本件訴訟が提起された後である平成30年の時点で行われたものである（原告ら第7準備書面1頁18行～2頁13行及び3頁27行～4頁2行）。

すなわち、本件調査の結果は、本件訴訟の当事者であり自ら仙台P.Sの操業差し止めを求めている原告ら本人や、それに近しい原告らの家族が、本件訴訟の係属中に主観的な認識を回答したものにすぎず、これには何の客観的裏付けもない。したがって、本件調査の結果は、いわば原告らの主張と何ら変わりはないものと評価せざるを得ず、証拠としての客観性や信用性は一切認められない。

（2）対象者が極めて少数であり、その比較をもって有意な結果と主張するには甚だ不十分であること

本件調査の対象者は、合計で132名であり（原告ら第7準備書面1頁14行）、統計的な評価を加えるための対象者数としては非常に少ないといわざるを得ない。さらに、その中で本件解析において比較に用いられたのは、「5km以内群」の者が9名、「5km以外群」の者が3名のみであり、合計でも僅か12名にすぎない（原告ら第7準備書面4頁23行～5頁1行）。

このように、本件調査の対象者及び本件解析の対象者は、極めて少数であり、個別事情や偶然によってその結果が大きく左右されるため、特定の項目に該当する人数の差異を比較することをもって一定の結論を導くための人数としては甚だ不十分である。

2 本件解析の方法が不合理であること

前記1のとおり、本件調査及び本件解析の結果は、調査対象の属性等や調査・解析対象の数に照らすと、その余の問題点を指摘するまでもなく、そもそも証拠としての客觀性や信用性が一切認められず、また、その比較をもって有意な結果と主張するには甚だ不十分である。

しかしながら、仮にその点を措くとしても、本件解析については、その方法や内容にも不合理な点が多く見られる。そこで、まず、本項では、本件解析の方法における不合理な点を指摘し、次項において、本件解析の内容についての誤りや不合理性を指摘することとする。

(1) 母数の差異を調整していないこと

原告らは、本件調査の結果として、「平成28年（2016年）には症状がなく、平成30年（2018年）には有症状であった」という回答が5項目以上あった者が、「5km以内群」で9名、「5km以外群」で3名いたとし、その人數を取り上げてこれを単純に比較し、「5km以内群」の方がその人數が多かったと主張する（原告ら第7準備書面4頁23行～5頁7行）。

しかしながら、そもそも、調査対象者を「5km以内群」と「5km以外群」に分けてその結果を比較する根拠や妥当性については全く説明されていない。また、それを措くとしても、調査対象者のうち「5km以内群」の人数は86名、「5km以外群」の人数は46名とされており（原告ら第7準備書面1頁14～17行）、その母数には2倍近くの大きな差がある。母数が多ければ多いほど該当者の増加が見込まれることは当然であるから、その結果を解析するに当たっては、当然、母数の差による影響を排除するための調整が必要であるが、原告らはこれを一切行っていない。母数に2倍近くもの大きな差があるにもか

かわらず、その差を一切考慮に入れずに単純に該当者の人数を比較したところで、実態に即した解析にならないことはいうまでもない。したがって、この点において本件解析の方法が不合理であることは明らかである。

(2) 質問項目数や内容の差異を調整していないこと

原告らが本件解析の際に対象としたのは、質問票のうち「呼吸器症状」及び「眼・鼻アレルギー症状」の25項目について、平成28年（2016年）には症状がなく平成30年（2018年）には症状があると回答した項目数（以下「該当項目数」という。）が5項目以上であった回答者とされている（原告ら第7準備書面4頁15～27行。以下、これを満たす回答者を「解析対象者」という。）。

しかしながら、当該25項目は、25個の異なる症状に関する質問というわけではない。例えば、成人（高校生以上）の2018年7月～9月用質問票（甲A24の1）を見ると、その質問1は、特定の期間のせき症状の有無を尋ねる質問であるが、これに加えて、質問3及び質問4はそのせき症状の頻度、質問5はその1年前のせき症状の有無を尋ねる質問であり、同じせき症状に関して、意味合いの異なる質問が4つ用意されている¹。また、原告ら自身が述べているように、この25項目は、「せき」4項目、「たん」3項目、「ぜん鳴」5項目、「息切れ」4項目、「鼻、眼」4項目、「鼻炎、花粉症、ゼーゼー・ヒューヒュー」5項目から構成されており（原告ら第8準備書面2頁1～4行）、それぞれの症状によって質問項目数は区々である。さらに細かく見れば、甲A24の1の「鼻、眼」の項目に含まれる「くしゃみ」の症状の質問（質問34）のように、1つの質問しか用意されていない症状もある。このように、症状によって質問項目の数が異なっている。以上のように、同じ症状に関して意味合いの異

¹ なお、「質問2」は設けられていない。

なる複数の質問項目が設けられていたり、症状によってその質問項目の個数が異なったりするにもかかわらず、それらの差異を一切調整することなく単純に該当項目数のみで比較する方法が、不合理であることは論を俟たない。

加えて、中学生以下の回答者については、そもそも症状に関する質問項目数が16項目のみであり（甲A23の2及び甲A24の2参照）、質問内容も成人用の質問票とは異なっているため、成人と中学生以下の回答者で区別せずに、単純に該当項目数で比較している点でも不合理である。

さらに、原告らは、本件解析に当たり、該当項目数が「5項目以上」の回答者のみを取り上げて解析の対象とし、「5km以内群」と「5km以外群」の2群に分けて比較しているが、なぜ「5項目」を基準とするのか、その根拠や妥当性についても全く説明されていない。

3 本件解析の内容自体が不正確であること

原告らは、本件調査の結果をまとめたものとして甲A25を提出しており、そこには、個々の回答者の具体的な回答内容が示されている。また、原告らは、これとは別に、本件解析の内容を示すものとして甲A26を提出しており、ここには、原告らが解析対象者とする回答者のみが取り上げられ、当該回答者のそれぞれについて、主に原告らが「他の健康影響因子」とする質問項目についての回答内容が記載されている。

前述のとおり、甲A26において取り上げられている回答者は、甲A25の回答者との紐付けがなされておらず、甲A26の記載の正確性を厳密に検証することができない。また、甲A25には、無回答の項目、他の回答と矛盾する又は誤った回答がなされた項目、曖昧な回答、住所や「5km圏内か」等の質問に対する回答のぶれ等が数多く見られ、そのまま単純に該当項目数を比較することは明らかに不適切である。ところが、原告らにおいて、これらの回答について何らか

の処理（いわゆるデータクレンジング）を行ったか否か、仮に行ったとすればどのような処理を行ったのかについて何らの説明もなされていない。そうである以上、本件解析の内容の正確性・妥当性を厳密かつ詳細に検証することは不可能である。

しかしながら、本件解析の内容（甲A 26）には、以下に述べるとおり、上記のような詳細・厳密な検証を行うまでもなく、様々な誤りや不合理な内容が含まれていることは一見して明らかである。なお、以下で指摘するものは被告において把握することができたものの例にすぎず、誤りを全て指摘しているわけではない。

（1）そもそも該当項目数が誤っていること

前述のとおり、甲A 26において取り上げられている回答者は、甲A 25の回答者との紐付けがなされていないため、その該当項目数の記載の正確性を厳密に検証することはできないが、被告において、甲A 26に記載された情報を甲A 25と照らし合わせ、甲A 26で取り上げられている回答者の一部について、可能な範囲で該当項目数の正確性の検証を試みた。その結果、被告において確認することができただけでも、甲A 26には多くの誤りが含まれていることが判明した。すなわち、そもそも、甲A 26には、そこに取り上げられている回答者の該当項目数が正確に記載されておらず、解析対象者の選択が誤っていること等が明らかになった。以下では、その例の幾つかを挙げる。

なお、原告らにおいては、「甲A 25号証のデータをわかりやすく編集したものを、再度証拠として提出する予定」とのことであるが（原告ら第8準備書面3頁10～12行）、仮にそのような書証を提出するのであれば、その際には、検証可能性を確保するため、そこに取り上げられた回答者と甲A 25の回答者とを一对一で紐付けることができる形で提出することを強く求める。

ア まず、甲A26の「該当項目5以上」の表のうち「5km以内の回答数=85名」の下から3番目に掲載されている「宮城野区」在住の67歳の女性²は、その回答内容を甲A25と照らし合わせると、甲A25のNo. 65³(ID: 127014)の回答者に当たると考えられる⁴。そして、甲A26には、同人の該当項目数は6項目と記載されているが、甲A25の回答を確認すると、実際には該当する項目数は1項目もなく、解析対象者に含めるべきではない回答者であることが判明した。むしろ、当該回答者は、平成28年(2016年)の健康状態について「1. はい」と回答し、平成30年(2018年)の健康状態について「2. いいえ」と回答している項目が2項目あり、これらについては症状が改善傾向にあるといえる。

また、甲A26の「該当項目5以上」の表のうち「5km以内の回答数=85名」の下から2番目の「塩釜市」在住の64歳の女性(該当項目数が6個とされている。)及び「5km圏外の回答数=46名」の一番上の「泉区」在住の59歳の女性(該当項目数が7個とされている。)は、それぞれ甲A25のNo. 69 (ID: 127018)及びNo. 120 (ID: 226003)の回答者であると考えられるが、甲A25によれば、これらの回答者の該当項目数は、実際にはそれぞれ2個及び4個であり、いずれも解析対象者に含めるべきではない回答者であることが判明した。

イ 他方で、「該当項目5以上」の表のうち「5km圏外の回答数=46名」の

² なお、甲A26には各回答者の年齢及び性別が記載されているが、甲A25にはそれらの情報自体が記載されておらず、また、甲A22ないし甲A24の質問票にも該当する質問はない。そのため、甲A26には本件調査の結果以外の情報が記載されていることになる。

³ 以下、甲A25の左端の列に記載された数字を「No. ●」と記載することとする。

⁴ 甲A26記載の同人の各回答と同じ回答をしている回答者が、甲A25において1名のみであった。以下、本準備書面で例示する甲A26掲載の回答者についても同様である。

上から2番目に掲載されている「宮城野区」在住の41歳の女性は、甲A25のNo. 116⁵ (ID: 225001) の回答者であると考えられるところ、甲A26では同人の該当項目数は5項目とされているが、甲A25によれば、該当する項目数は6項目であることが判明した。そのため、「該当項目5以上」の表だけでなく「該当項目数6以上」の表にも掲載すべき回答者であるが、甲A26の同表には掲載されていない。

また、甲A25によれば、例えば、No. 119 (ID: 226002) の回答者は、「5km以外群」の「太白区」在住の回答者であるところ、同人の該当項目数は7個であるから、解析対象者に含められるべき回答者であり、「該当項目5以上」の表にも「該当項目数6以上」の表にも掲載されるべきであるにもかかわらず、甲A26ではいずれの表にも掲載されていない。

ウ このように、被告において確認できる範囲で例を挙げるだけでも、甲A26には多くの明らかな誤りが含まれており、解析対象者ではない回答者が掲載されていたり、他方で、解析対象者に含められるべき回答者が欠落していることが判明した。

このように、原告らが自らの主張の根拠とする甲A26には多くの誤りが含まれている以上、これに拠って立つ原告らの主張も誤りであることはいうまでもない。

(2) 仙台P.Sの操業以外の要因の影響の可能性を十分に分析していないこと

原告らは、「他の健康影響因子」として、甲A26に挙げられた、「粉じん職

⁵ なお、甲A25の左端の列に「116」という番号の記載はないが、前後の回答者がそれぞれNo. 115及びNo. 117であることから、No. 116の回答者と称することとする。

場で働いたことは？」など計15項目の質問⁶への回答を確認した結果、「仙台PS以外の要因が対象者の症状惹起に影響を与えている可能性は非常に低」く、また、「回答への心理面からの誇張はない」と述べている（原告ら第7準備書面5頁27行～6頁3行）。

しかしながら、原告らは、上記結論に至るに当たって、上記15項目に係る項目ごとの回答者数を記載しただけで、合理的な根拠を説明していない。症状に関する25項目の質問に対する回答には、長期間に亘る喫煙環境による影響、緊張や動搖による心理的影響、気管支ぜん息の既往歴による影響等が及んでいる可能性が十分に考えられることは明らかであり、甲A26に取り上げられた回答者の中には、これらに該当する回答者も含まれている。それにもかかわらず、原告らはこれらの影響の可能性を合理的かつ十分な理由付けなく排除しているのであり、本件解析によって、仙台PSの操業による影響を把握することができているとは到底いえない⁷。この点においても、原告らによる本件解析の内容は不合理であるといわざるを得ない。

（3）小括

以上に述べたとおり、被告において確認することができた中で例を挙げるだけでも、本件解析の内容（甲A26）には多くの誤りが含まれていることは一目瞭然であり、本件解析の内容自体、不合理なものといわざるを得ない。

⁶ なお、原告らは、本件調査における質問票として、「アメリカ胸部疾患学会（American Thoracic Society 略称 ATS）作成の質問票（1978年）の和訳（大気汚染による健康影響手法に関する研究班：1978年）の成人用（高校生以上）、小児用（中学生以下）」を用いたとしているが、これはかなり古いものであり、現在の質問票では、これに新たな質問項目（家のリフォームの有無、加湿器の種類、部屋のカビ等）が加えられており、無関係の要因に係る分析はより精緻に行われるようになっている。

⁷ そもそも、上記15項目の質問は、平成28年（2016年）7月～9月当時から平成30年（2018年）7月～9月当時までの間に生じた生活環境の変化に関する限り考慮されていないため、その点においても、仙台PSの操業以外の要因による影響の可能性を正確に把握できていない。

なお、被告は、甲A25自体にも転記ミスと思われる点を発見しており⁸、本件調査における個々の回答者の回答内容が正確に甲A25に記載されているか（換言すれば、甲A25自体の信用性）についても疑いを抱かざるを得ない。

以上に述べたところからすれば、本件調査及び本件解析は、その内容・結果を示す書証（甲A25及び甲A26）の信用性が決定的に欠如していることも相俟って、原告らの主張を裏付ける根拠となり得るものとは到底いえない。

このように、甲A25及び甲A26は極めて杜撰な形で作成された資料である。被告が概観するだけでも多数の杜撰な処理が見受けられる資料を提出する原告らの姿勢は極めて遺憾なものというほかない。さらに言えば、裁判所に書証として作成する資料について、通常の事務処理能力を持つ者であれば、ここまで杜撰な作成の仕方をしないであろうとの感想を禁じ得ないところであり、原告らが敢えて誤導的にこのような資料を作成し提出したのではないかという疑いまで生じさせかねないものというべきである。

4 本件解析の評価が不当であること

原告らは、本件解析の結果から導かれる結論として、原告らを仙台PSから「5km以内群」と「5km以外群」の2群に分けた場合には、「5km以内群」の原告らは、「5km以外群」に比して健康被害が発生していることを示していると主張する（原告ら第7準備書面6頁10～14行）。

⁸ 具体的には、甲A25のNo. 73 (ID: 127022) の回答者は、甲A22の1の「(9) 骨粗しょう症（といわれたことがありますか。）」という質問に「2. いいえ」、「あれば、はじめていわれたときの年令も記入してください。」という質問に「1」、それに続く「(10) 胃かいよう、十二指腸かいよう（といわれたことがありますか。）」という質問に「40」、「あれば、はじめていわれたときの年令も記入してください。」という質問に対して無回答だったこととされている。このように、それぞれ整合していない回答が記載されている上に、二つの選択肢のいずれかに丸印をつける質問（甲A22の1・6頁参照）に対する回答として「40」と記載されていることに照らしても、回答者が記載を誤ったものではなく、甲A25の作成者が転記を誤ったものと考えられる。

しかしながら、これが、仮に、仙台PSの操業による大気汚染物質の排出により、仙台PSから「5km以内群」において健康被害が発生していることを主張・立証する趣旨であるとすると、そのことは、仙台PSの周辺地域（仙台PSから5km以内の測定地点を含む⁹。）において仙台PSの稼働開始の前後で行政機関が測定したPM2.5等の物質の測定値も、仙台PSが測定した環境負荷項目等の測定値も、仙台PS稼働開始の前後で特段の変化が見られないこと（被告準備書面（3）9頁3～11行、乙9の1～5、乙10の1～20及び乙16の1～2）と矛盾する。

また、他の工場、自動車、船舶等、仙台PS以外にも大気汚染物質の排出源は多数存在するところ、それらの排出源から排出される大気汚染物質の影響については何ら触れられていないのであり、本件解析の結果から仙台PSが原因であると短絡的に結論づけることができないことは明白である。

むしろ、甲A25において、個々の回答者について、個々の症状との関係で、平成28年（2016年）に「2. いいえ」と回答し、平成30年（2018年）に「1. はい」と回答した項目の数を集計したところ、本件調査の対象者の半数以上である79人（「5km以内群」でも43人）について、そのような項目数は0であった。このことは、測定値が示すとおり、仙台PSの操業により原告らに有意な影響が生じていないことの証左である。

さらに、「仙台パワーステーションからの煤煙による健康影響を考え始めると気持ちが緊張したり動搖したりすることがありますか。」という質問に対し、半数以上である72名が「1. ほとんどない」と回答しており、「2. 時々ある」という程度の回答の者を合わせると112名にも昇ることからすれば、本件調査により、

⁹ 多賀城市及び七ヶ浜町における大気環境の測定地点（多賀城市役所西側駐車場及び七ヶ浜町松ヶ浜地区避難所（乙9の1）、蒲生干渴近辺での大気調査における測定地点（蒲生雨水ポンプ場（乙10の1））及び仙台港周辺の大気測定局の一部については、仙台PSから5km以内である。

仙台P Sの操業は原告らにとって不安を生じさせるようなものではないことが原告ら自身によって明らかにされたに等しく、原告らの平穏生活権は何ら侵害されていないことは自明であるといえる。

第3 結語

このように、原告らの実施した本件調査及び本件解析の結果（甲A 25及び甲A 26）は、原告らの主張を支える証拠としての信用性・妥当性は全く認められず、むしろ原告らの主張に理由がないことを根拠付けるものである。

なお、原告らは、個別健康被害に関する主張立証の方針を明らかにすることについて、平成31年1月16日の弁論準備手続期日以来、裁判所から再三催促を受けたにもかかわらず、これを未だに明らかにしていない。また、本年5月になって、ようやく本件調査及び本件解析に関する準備書面及び書証を提出したが、本件調査における調査票の回収は平成30年11月15日には終了していたとのことであり（原告ら第7準備書面4頁2行）、調査結果の解析には約半年の期間をかけることが可能であったにもかかわらず、上記のとおり、不合理かつ多くの誤りを含む内容の書面しか提出することができていない。このことは、むしろ原告らの主張には何らの裏付けもないことの証左というべきである。また、それだけの極めて長期間をかけて用意した書証であるにもかかわらず、原告らは、「甲A 26号証の記載は、分析結果を分かりやすく伝え切れていなかったと思われる所以、甲A 25号証のデータをわかりやすく編集したものを、再度証拠として提出する予定である。」としている（原告ら第8準備書面3頁10～12行）。このように、主張・立証の方針を明らかにすることもなく、長い時間をかけて五月雨式に書面を提出する原告らの訴訟態度が、適正かつ迅速な審理の実現のために訴訟手続の計画的な進行を図ることとしている民事訴訟法の精神（同法2条及び同法147条の2参照）に悖るものといわざ

るを得ない。そもそも、前記のとおり、本件調査及び本件解析は、調査対象の属性等及び調査・解析対象の数からすれば、原告らの主張と変わらないものであり、証拠としての客觀性・信賴性を欠くことが明らかである上、その比較をもって有意な結果と主張するには甚だ不十分である以上、本件調査ないし本件解析に関して、これ以上長時間をかけて原告らに主張・立証を許すことは、訴訟の進行を^{いたずら}に遅延させるものといわざるを得ないことを付言しておく。

さらに言えば、甲A 2 6については、杜撰な資料というに留まらず、敢えて誤導的な資料を提出したのではないかとの疑いすら生じさせるような類のものである。

仮にこのような疑いが正鵠を射ているのであれば、民事訴訟法における信義誠実義務（同法2条）に違反するのみでなく、「真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う」べき立場（弁護士職務基本規程5条）にある原告ら訴訟代理人において、かかる資料の作成にどのような関与をしていたのかという点すら問題となりかねないものと思料する。

以 上